

# テクニカルショウ ヨコハマ 2018

該当する出展社

提出・問合せ先 ◇事務局指定の装飾業者

〒220-0011 横浜市西区高島2-6-32 横浜東口ウェストポートビル4F

株式会社フジヤ 横浜営業所 担当:小畑・布・坂本

FAX:045-461-5762/E-mail:tech2018@fujiya-net.co.jp

## 提出書類 6 消防関係届出書

提出日: 2017年 月 日

出展社名:		ブース番号
住 所: 〒		No.
担当者部署:	担当者名:	提出期限
TEL:	FAX:	<b>12月8日(金)必着</b>
E-mail:		

### 1. 危険物(機械等の内臓油、並びに実演材・出展品)

種 別	品 名	1日の使用量	使用目的

※ 別添の消防関係資料を参考にしてください。

↑ グラム・又はリットル

### 2. 裸火(電熱器・カセットコンロ・ろうそく等、炎や熱源が露出したもの)

品 名	数 量	消費電力等	用 途

### 3. 高圧ガス

品 名	数 量	容 量	用 途

### 4. その他(車輛展示・ブースの天井構造など)

品 名	数 量	用 途

### 5. 会期中の責任者(会期中会場に常駐される方)

防火及び保管管理責任者	所属	氏名
-------------	----	----

※ 必ず、添付の注意事項をお読みください。

◇ 提出はE-mailまたはFAXでお願いします。必ず控えを保管してください。 <受付日: / >

# テクニカルショウ ヨコハマ 2018

## <消防関係資料>

### 消防法で定める危険物分類

類別	性質	特徴	品名	種別と物質例
第1類	酸化性固体	酸素を出して可燃物と反応し、爆発をおこす恐れのある固体	1 塩素酸塩類 2 過塩素酸塩類 3 無機過酸化物 4 亜塩素酸塩類 5 臭素酸塩類 6 硝酸塩類 7 よう素酸塩類 8 過マンガン酸塩類 9 重クロム酸塩類 10 その他のもので政令で定めるもの 11 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	第一種酸化性固体 ・塩素酸ナトリウム ・亜塩素酸ナトリウム ・臭素酸ナトリウム ・過マンガン酸カリウム
				第二種酸化性固体 ・亜硝酸アンモニウム (粒状) ・さらし粉
				第三種酸化性固体 ・りん硝安カリ (肥料品) ・重クロム酸カリウム ・硝酸ナトリウム
第2類	可燃性固体	低温で引火、着火しやすい固体	1 硫化りん 2 赤りん 3 硫黄	・硫化りん ・赤りん ・硫黄
			4 鉄粉	・鉄粉
			5 金属粉 6 マグネシウム 7 その他のもので政令で定めるもの 8 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	第一種可燃性固体 ・アルミニウム (200メッシュ以下) ・亜鉛 (200メッシュ以下) ・マグネシウム (80～120メッシュ)
				第二種可燃性固体
			9 引火性固体	・固形アルコール
第3類	自然発火性物質 及び 禁水性物質	空気または水と反応して発火する物質	1 カリウム 2 ナトリウム 3 アルキルアルミニウム 4 アルキルリチウム	
			5 黄りん	
			6 アルカリ金属 (K, Naを除く) 及びアルカリ土類金属 7 有機金属化合物 (アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く) 8 金属の水素化物 9 金属のりん化物 10 カルシウムまたはアルミニウムの炭化物 11 その他のもので政令で定めるもの 12 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	第一種自然発火性物質及び禁水性物質 ・リチウム (粉末)
				第二種自然発火性物質及び禁水性物質 ・水素化リチウム ・水素化ナトリウム
				第三種自然発火性物質及び禁水性物質 ・水素化ほう素ナトリウム
第4類	引火性液体	引火しやすい液体	特殊引火物	・ジエチルエーテル
			第一石油類	非水溶性液体 ・ガソリン ・トルエン ・酢酸エチル
				水溶性液体 ・アセトン
			アルコール類	・エタノール
			第二石油類	非水溶性液体 ・キシレン ・灯油 ・軽油
				水溶性液体 ・酢酸
			第三石油類	非水溶性液体 ・アニリン ・重油
				水溶性液体 ・エチレングリコール
			第四石油類	・ギヤー油
			動植物油類	・オリーブ油

第5類	自己反応性物質	熱や衝撃で着火、燃焼、爆発をおこす恐れのある物質	1 有機過酸化物	第一種自己反応性物質 ・ピクリン酸 ・ニトログリセリン ・トリニトロトルエン
			2 硝酸エステル類	
3 ニトロ化合物				
4 ニトロソ化合物				
5 アゾ化合物				
6 ジアゾ化合物				
7 ヒドラジンの誘導体				
8 ヒドロキシルアミン				
9 ヒドロキシルアミン塩類				
10 その他のもので政令で定めるもの				
11 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの				
第6類	酸化性液体	可燃物と反応して、その燃焼を促進する液体	1 過塩素酸	第二種自己反応性物質 ・硫酸ヒドロキシルアミン ・2,4-ジニトロフェノール
			2 過酸化水素	
3 硝酸				
4 その他のもので政令で定めるもの				
5 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの				
				・過塩素酸 (60%) ・過酸化水素 (60%) ・硝酸

## ※ 注意事項

- (1) 会場内への持込み・貯蔵は、1日の最小限の使用量を限度とします。
- (2) 会期中は必ずそばに消火器を設置し、管理責任者を常駐させてください。
- (3) 申請物の設置位置を明記した**図面(寸法の入った物)**と、**仕様書・カタログ等を郵送(又はメール)**してください。
- (4) 裸火を使用する場合は、周辺の状況と、必ず防護方法を図面に明記してください。